



# 宮 崎 県 公 報

平成24年12月17日（月曜日） 第 2447 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- ふ化業者の登録……………（畜産課） 1
- 道路の供用の開始（2件）……………（道路保全課） 1
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定……………（建築住宅課） 1

### 公 告

頁

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（経・働・財課） 2
- 肥料の登録の有効期間の更新……………（営農支援課） 2
- 肥料の登録の失効……………（ ” ） 2

### 選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 2
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 3

## 告 示

### 宮崎県告示第 861号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、次の者をふ化業者に登録した。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	登録年月日	登録業者		ふ化場	
		名称	住所	名称	住所
宮崎24-1号	平成24年12月10日	宮崎くみあいチキンフーズ株式会社	宮崎市花ヶ島町鴨の丸829-1	宮崎くみあいチキンフーズ株式会社	宮崎市佐土原町西上那珂字南学原59番地

### 宮崎県告示第 862号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年12月17日から平成25年1月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
40	県道	都農綾線	児湯郡都農町大字川北字下原5670番16地先から同郡同町同大字同字	平成24年12月22日

5670番1地先まで

### 宮崎県告示第 863号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年12月17日から平成25年1月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
303	県道	都農インター線	児湯郡都農町大字川北字朝草原59番5地先から同郡同町同大字字榎土手5757番13地先まで	平成24年12月22日

### 宮崎県告示第 864号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要（メートル）		指 定年月日
			幅員	延長	
(西都)24-3	大平産業株式会社	西都市大字三宅下鶴9438番9の一部	6.38	48.35	平成24年12月
			6.00	28.48	

代表取締役 役平岩七 郎	、9438番9先道		6日
--------------------	-----------	--	----

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年11月30日	特定非営利活動法人 都農enjōスポーツクラブ	河野 仁志	宮崎県児湯郡都農町大字川北4607番地1	この法人は、地域住民に対し、スポーツやコミュニティ活動を核として「

人づくり」「町づくり」を推進し、社会的な使命の達成を目的に、住民が連携し自発的かつ社会的な公益活動を通じた個人の自己実現と社会的課題の解決に寄与し、明るく豊かで健康な社会づくりを実現する事を目的とする。

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第989号	配合肥料	有機入り配合187	TN 1.0 TP 8.0 CP 7.0 TK 7.0 CK 6.3 WK 5.0 CMg 1.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり。 その他制限事項は公定規格のとおり。	南国興産株式会社	都城市高城町有水1941番地	自平成18年12月22日 至平成27年12月21日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

TN：窒素全量、TP：りん酸全量、CP：く溶性りん酸、TK：加里全量、CK：く溶性加里、WK：水溶性加里、CMg：く溶性苦土

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次のとおり肥料の登録は、失効した。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		失効年月日
					名称	所在地	
宮崎県第934号	混合有機質肥料	つちごえ	TN 4.0 TP 5.5 TK 1.2	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり。	日商畜材株式会社	宮崎県西都市大字南方388番地1	平成24年11月24日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

TN：窒素全量、TP：りん酸全量、TK：加里全量

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項

に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成24年12月2日現在次のとおりである。

平成24年12月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康  
選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,604人  
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え

る場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) 221,698 人

**宮崎県選挙管理委員会告示第76号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成24年12月2日現在次のとおりである。

平成24年12月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

宮崎市選挙区	108,224人
都城市選挙区	46,026人
延岡市選挙区	35,809人
日南市選挙区	16,079人
小林市（西諸県郡高原町の区域を含む。）選挙区	16,249人
日向市選挙区	17,192人
串間市選挙区	5,822人
西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区	9,426人
えびの市選挙区	6,116人
北諸県郡選挙区	6,646人
東諸県郡選挙区	7,867人
児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区	19,877人
東臼杵郡選挙区	8,428人
西臼杵郡選挙区	6,303人

--	--